

空き店舗活用事業（家賃補助）

- 1 目的 中心市街地の空き店舗を賃借して開業しようとする方を支援し、もって商店街の活性化を図ろうとするものです。
- 2 要件
 - (1) 中心市街地の空き店舗を商業用施設（風俗営業の用に供する施設は除きます。）または集客施設、事務所等（倉庫・ガレージ・住宅は除きます。）として活用すること。
 ※集客施設の運営において使用料を徴収する場合は、運営管理費に見合う程度とし、営利を目的として運営しないこと。また、特定者に長時間占有されることのないように効率的な管理運営がなされるものであること。
 - (2) 中心市街地に存在する建物であること。
 ※都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する商業地域及び近隣商業地域並びにこれらの地域に隣接する地域で市長が特に認めた場所に存在する建物であること。
 - (3) 過去に商店・事務所等に使用されていて、90日以上利用されていない建物であること。
 - (4) (1)の施設として3年以上継続して活用すること。
- 3 補助率等
 - 商業用施設または集客施設として賃借する場合
 家賃の2分の1以内 月額10万円 12月を限度とする。
 - 事務所等として賃借する場合
 家賃の3分の1以内 月額10万円 12月を限度とする。
- 4 申請手続 開業の1月前までに大町市中小企業振興事業計画書に、賃貸借契約書の写し・店舗の位置図（住宅地図等）・店舗内の平面図（見取り図）を添付して、市長に提出してください。
- 5 補助金の支払 補助金は、年度ごとの一括支払となります。補助事業の指定を受けた施設は、指定の補助期間満了後（年度ごと）、補助金交付申請書及び補助事業完了報告書（家賃領収書の写し添付）を提出してください。

例 9月1日開業予定の場合		
	申請者	市
8月1日まで	大町市中小企業振興事業計画書の提出	事業決定の可否
9月1日	開業（家賃の支払）	
翌年3月31日	当該年度の補助事業終了 補助金交付申請書等の提出	補助金交付決定の可否 補助金交付（9～3月分）
翌年8月31日	補助事業完了 補助金交付申請書等の提出	補助金交付決定の可否 補助金交付（4～8月分）

◇問い合わせ先 大町市役所 地域振興部 まちづくり産業課 商業労政係
 電話 22-0420（内線542）